

スクラム

令和6年11月5日(火)

大泉町立南中学校

第2学年 学年通信

第15号

クラスが一つに! 感動のハーモニー

11月1日(金)に校内合唱コンクールが行われました。どのクラスもこれまでの練習の成果を存分に発揮し、聴く側も歌う側も満足、そして感動できる歌声が文化むら大ホール全体に響き渡りました。昨年の生徒たちの様子を知る保護者の方や他学年の職員から、「2年生、上手だった。成長しましたね!」という言葉をいただき、とても感激しました。順位をつけるのが困難で、どのクラスも金賞にしたいような素晴らしい合唱でした。今後は、努力して得られた成果や自信、そしてクラスの絆をさらに強いものにして、学習や生活、部活動などでの次の目標に向かって進んでいってほしいと思います。

当日はたくさんの保護者の方やご家族の皆さんにご来場いただきました。温かいご声援、そして日々の励まし、ありがとうございました。



自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化！ （令和6年11月1日道路交通法改正）

自転車の運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向であることや、自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡・重傷事故率が高いことから、自転車運転中の「携帯電話使用等」及び「酒気帯び運転」を禁止するとともに、罰則規定が整備されました。

自転車運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手に保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。（停止中の操作は対象外です）

※違反者は

→6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

※交通の危険を生じさせた場合

→1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

※違反者は

→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※自転車の提供者は

→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※酒類の提供者・同乗者は

→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

職場体験学習の様子④



みよし保育園



みよし幼稚園



カインズホーム



喜久屋書店

文真堂タイムクリップジオ